

あなたには医療費がいくらかかるか説明した「誠意の見積書」を受け取る権利があります

法律に基づき、医療提供者は保険の無い、または保険を使わない患者さんに医療項目とサービスに対する請求書の見積もりを提供する必要があります。

- あなたには非救急項目またはサービスの合計予想費用に対する誠意の見積書を受け取り、また請求できる権利があります。これには医学的検査、処方薬、備品、入院費を含みます。
- 医療サービスが少なくとも3日先立って予定されている場合、医療サービスまたは項目の少なくとも1日前に、あなたの医療提供者が書面で誠意の見積書を提供することを確認してください。
- 誠意の見積書を少なくとも400ドル上回る請求書を受け取った場合、その請求書に異議を唱えることができます。
- 必ず誠意の見積書のコピーまたは写真を保管してください。

誠意の見積書に関する権利についてのご質問または詳細は www.cms.gov/nosurprises をご覧になるか、(800) 985-3059 にお電話ください。